

事務事業名	母子健康診査事業				担当	健康福祉部 健康増進課 母子健康係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285-83-8121		
施策名	6	健康づくりの推進				☐ 実施計画上の主要事業			
基本事業名						事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	母子保健法				☒ 単年度繰返（開始年度 昭和42 年度～）				
予算科目	1. 一般会計	4. 衛生費	1. 保健衛生費	2. 予防費	☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）				
事業概要	【乳幼児健診】 母子保健法第12、13条に基づき、乳幼児の健全な発育・発達を促すために、乳幼児の節目である、4か月、9か月、1歳6か月、3歳の時期に健診を行い、疾病または異常の発見と予防に努める。また、成長・発達の評価を実施すると共に、保護者に対する育児支援を行う。 【歯科検診】 むし歯罹患率は月齢が進むに連れ高く、2歳と4歳時期に検診・保健指導・フッ素塗布(4歳児のみ)を行い、むし歯予防に努めている。 【妊産婦健康診査費用の公費負担】 妊娠中の疾病を早期発見し、安心して出産できることを目的として妊産婦健康診査費用(妊婦健診14回分と産後健診1回分)を公費負担する。妊婦健康診査は栃木県が県内市町村を取りまとめ、栃木県医師会及び栃木県病院協会と委託契約を締結し実施している。								

1. 現状把握の部 （1）事務事業の目的と指標

①手段（主な活動）	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
27年度実績 【乳幼児健診】 4か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児の対象者に個別通知・広報紙掲載を行い、総合福祉保健センターにて健康診査と保健指導を実施した。（4か月児・9か月児は16回/年、1歳6か月児・3歳児は18回/年） 【歯科検診】 ・2歳児、4歳児の対象者に個別通知・広報紙掲載・幼稚園・保育園にも通知し、総合福祉保健センターにて、歯科検診、保健指導、フッ素塗布（4歳児のみ）を実施した。（2歳児は12回/年、4歳児は7回/年） 【妊産婦健康診査費用の公費負担】 医療機関に委託して実施した。医療機関から請求のあった健診料を毎月支払った。 受診票は母子手帳交付時に「妊産婦健康診査受診票綴り」を交付し、妊婦に説明度計画 平成27年度と同様	名称		単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
	ア	乳幼児健康診査受診者数	人	2,856	2,783	2,855	2,814	2,773
	イ	精密検査数	人	124	93	146	136	127
	ウ	2歳・4歳児歯科検診受診者数	人	1,198	1,239	13,42	1,248	1,200
	エ	う歯保有者数	人	253	251	221	220	200
	オ	妊産婦健康診査受診者延数	人	10,427	10,798	9,769	8,483	9,800
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
【乳幼児健診】 4か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児とその保護者 【歯科検診】 2歳児、4歳児（当年度中に満5歳になる幼児）とその保護者 【妊産婦健康診査費用の公費負担】 妊産婦	名称		単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
	ア	乳幼児健康診査対象者数	人	2,933	2,860	2,929	2,889	2,848
	イ	2歳・4歳児歯科検診対象者数	人	1,485	1,490	1,521	1,437	1,357
	ウ	妊娠届出者数	人	749	745	677	665	700
	エ							
	オ							
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
【乳幼児健診】 乳幼児の発育発達の確認及び異常の早期発見を図る。 【歯科検診】 むし歯等予防の必要性を理解し、ブラッシングの習慣を身に付ける。また、むし歯の早期発見や早期治療を促す。 食生活の影響を再確認し、食リズムの確立も同時に図っていく。 【妊産婦健康診査費用の公費負担】 妊娠中の健康状態を把握し、健康的に妊娠期を過ごすことができる。 異常の早期発見に努め、適切な医療と保健指導を行い、安全安心な出産ができるよう支援する。	名称		単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
	ア	乳幼児健康診査受診者の割合	%	97.4	97.3	97.5	97.4	97.4
	イ	精密検査者の割合	%	4.3	3.3	5.1	4.8	4.6
	ウ	2歳・4歳児歯科健診受診者の割合	%	81.3	83.5	88.5	86.8	88.4
	エ	う歯保有者の割合	%	21.1	20.3	16.5	17.6	16.7
	オ							
④結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか）	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
【乳幼児健診及び歯科検診】 乳幼児が健やかに成長し、健康な状態で生涯暮らしてもらう。 【妊産婦健康診査費用の公費負担】 安全で安心な出産ができる。健康な状態で生涯暮らしてもらう。	名称		単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
	ア	健やかな成長に結びついた割合	%	100	100	100	100	100
	イ	むし歯予防の必要性を理解した保護者の割合	%	100	100	100	100	100
	ウ	安全で安心な出産ができた妊産婦の割合	%	100	100	100	100	100
	エ							
	オ							

(2) 総事業費の推移				単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
			県支出金	千円	16,886	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	60,590	79,718	75,279	70,227	75,279
			事業費計 (A)	千円	77,476	79,718	75,279	70,227	75,279
	人件費		正規職員従事人数	人	4	3	3	3	4
			延べ業務時間	時間	2,998	2,998	2,998	2,998	2,998
			人件費計 (B)	千円	12,598	12,184	12,655	12,562	12,562
			トータルコスト(A)+(B)	千円	90,074	91,902	87,934	82,789	87,841

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	【乳幼児健康診査】 母子保健法に基づき、県が実施主体である3歳児健康診査を昭和42年に開始した。子どもの健やかな発達の支援と、母親の子育て支援の場として重要な事業である。 【2歳・4歳児歯科検診】 むし歯の早期発見・早期治療に結びつけるため、母子保健法に基づき平成3年度から実施している。4歳児歯科検診のフッ素塗布は昭和59年度から実施している。 【妊産婦健康診査費用の公費負担】 安全で安心な出産ができるよう、母子保健法第13条に基づき、平成9年度から実施している。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	【乳幼児健康診査】 1歳6か月児健診及び3歳児健診は、地域保健法の見直しにより、平成9年に県から市町村へ事務が移譲された。異常の早期発見とともに、子育てする母親の育児支援部分の強化が必要となっている。また社会情勢の変化に伴い、虐待の早期発見・支援の機会としても、重要な位置づけとなっている。 【妊産婦健康診査費用の公費負担】 平成18年度までは、前期・後期の2回分を公費負担していたが、平成19年度から5回に拡充した。 平成21年度から14回分の公費負担が拡充され、5回を超える分9回分について、県の補助対象となった。 平成23年1月から第1回目にHTLV-1（ヒト白血病毒ウィルス-1型）検査が追加となり、20千円の助成となる。 平成23年4月からクラミジア抗原検査が追加となり、8回目11千円、11回目9千円の助成となり、公費負担は14回で95千円となった。 平成25年度から産後1か月健康診査（産後50日以内）に5千円を上限に助成となった。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	【乳幼児健康診査】 きめ細やかな育児相談ができ、安心できた。小児科医に不安なことが相談できて、不安が軽減できた。 【2歳・4歳児歯科検診】 自分で磨くようになったため、確認がおろそかになっていた・永久歯への影響に気づいた。 【妊産婦健康診査費用の公費負担】 費用の心配をすることなく、必要な健診を受診することができ、安心して妊娠期及び産後を過ごすことができた。

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 母子保健法に基づき実施しているの、市の施策に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 母子保健法に基づき実施してる。市民の健康づくり対策として必要である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 母子保健法に基づき実施しており、対象・意図は適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 広報紙に掲載する他、対象者全員に個別通知している。また、未受診者には、電話勧奨も実施しており、向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 母子保健法に基づき、実施しているの、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 母子保健法に基づき実施している事業であり、削減できない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の職員で対応しており、削減できない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 該当者全員を対象としているため、公正・公平である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上																								
	維持		○																						
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																									
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																								